

保育所等の利用及び利用調整に関する見直しについて

本年10月から開始する令和7年度保育所入所募集に向けて、医療的ケア児や里親委託が行われている子どもへの新たな優先入所を実施するほか、要保護児童、要支援児童の保育所等の利用について見直しを行いましたので、ご報告します。

1 見直しの概要

- (1) 医療的ケア児が医療的ケアを実施する園に入所できるよう、優先的な利用調整を行う。
- (2) 里親委託が行われている子どもについて、優先的な利用調整を行う。
- (3) 子ども家庭支援センター及び保健センターが支援する要保護児童、要支援児童について、以下のとおり保育の利用対象の拡大等を行う。
 - ア 区立保育園の緊急一時保育事業の対象を拡大する。
 - イ 就労等による保育の必要性の認定を持たない場合であっても、子どもや家庭の状況により、保育の利用が必要と判断される場合は、教育・保育給付の認定を行い、保育所等への入所を可能にする。

2 見直しの理由

- (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、保育及び教育の拡充に係る施策等を定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」の趣旨を踏まえ、医療的ケア児が保育所等を利用しやすい条件に見直しを行うため
- (2) 里親の安定的な養育環境の整備に向けて、里親委託が行われている子どもについては、保育所等入所の優先利用を行うよう、国からの求めがあったため
- (3) 区立児童相談所の設置を見据え、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの心身ともに健やかな成長と発達を保障する観点から、保育の必要性の認定を持たない要保護児童、要支援児童が、保育所等を利用できるようにするため

3 その他

医療的ケア児及び里親委託が行われている子どもの優先入所については、本年10月1日から配布する「令和7年度 保育施設利用のご案内」及び区ホームページに掲載し周知する。また、保育の必要性の認定を持たない要保護児童、要支援児童への保育の利用対象の拡大についても、本年10月より、子ども家庭支援センター及び保健センターと連携し実施する。